

平成30年度第1回周南市地域包括支援センター運営協議会及び
周南市地域密着型サービス運営委員会議事録（要点筆記）

日時 平成30年6月25日（月） 19時00分～21時15分
場所 徳山保健センター 3階 健康増進室1
出席者 小林委員（地域包括会長）、服部委員（地域密着会長・地域包括副会長）、
濱田委員、武居委員、齋藤委員、望月委員（地域密着副会長）、金山委員、
有井委員、溝部委員、徳原委員、丸山委員、河村委員
【出席12名、欠席3名】
事務局 地域福祉課（中山課長、集地課長補佐、藤村係長、角田係長）
指導監査室（小林室長、弘中係長、田辺）
高齢者支援課（十楽課長、大谷係長）

1 課長あいさつ

2 議事

【平成30年度第1回周南市地域包括支援センター運営協議会】

（1）指定介護予防支援業務の受託申請について

○事務局

介護予防サービス計画作成について、指定居宅介護支援事業者へ委託することができるが、地域包括支援センター運営協議会での承認を得ることとなっている。

平成29年度は10事業者より新規申請があったため、当会議にて諮りたい。

〔質疑なし〕

指定介護予防支援業務の受託申請について

〔挙手承認〕

（2）平成30年度 周南市地域包括支援センター運営方針（案）

○事務局

運営方針（案）について説明。

1点目 ～運営方針の基本的な考え方について～

基本的には平成29年度の運営方針を踏襲しているが、周南市高齢者プランの策定に併せ、基本理念および基本目標の記載を変更。『平成30年度の重点取組方針について』の項目を新たに追加。『自立支援・重度化防止に向けた取り組み』と『市民の自主的な介護予防活動に対する支援』に重点を置くことを明記。

2点目 ～運営上の基本的な考え方について～

総合相談業務や権利擁護業務については、変更していない。『包括的・継続的ケアマネジメント支援業務』については、介護支援専門員が自立支援に向けたケアマネジメントを行えるよう研修会や事例検討会を行うことを加筆した。

3点目 ～住民及び他職種協働による地域包括支援ネットワークの構築～

自立支援・重度化防止に向けた取り組みを行う必要があることから、『地域ケア会議』においても、『自立支援型の地域ケア会議』を開催することを明記した。

『生活支援体制整備事業』については、周南市が重点的に取り組むこととしているが、協議体の設置については、市と社協が中心に取り組むため、地域包括支援センターについては、地域福祉コーディネーターとの連携をお願いしている。

〔質疑なし〕

平成30年度の地域包括支援センターの運営方針（案）について

〔挙手承認〕

(3) (4) 地域包括支援センターより（東部、つづみ園、医師会、西部、北部）

- ・平成29年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告
- ・平成30年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算

〔総括〕

○会長

地域包括支援センターからの報告等については、進め方について、事務局がもう少し考える必要がある。

【平成30年度第1回周南市地域包括支援センター運営協議会終了】

【平成30年度第1回周南市地域密着型サービス運営委員会】

(5) 指定地域密着型サービス事業所の新規指定について

○事務局

- ・今回の新規指定の申請は2件。

▷認知症対応型通所介護「A」

- ・認知症対応型通所介護とは、認知症の方に特化した通所介護。
- ・単独型・併設型・共用型のうち、今回の申請は共用型に分類される。グループホームとして認知症対応型共同生活介護を行っており、新たに認知症対応型通所介護を開始するもの。
- ・申請書、勤務形態一覧、運営規程、苦情対応規程などを確認した。指定基準を満たしており、また、関連法令に違反するなどの指定の欠格事由に該当する案件は無い。
- ・今回の申請の利用定員は1ユニット分3名となっているが、本事業所は2ユニットあることから、今後、申込状況等によっては定員を2ユニット分6名とすることも想定しているとのこと。

▷地域密着型通所介護「B」

- ・地域密着型通所介護は、定員18名以下の小規模な施設で日常生活上の世話や機能訓練などを受ける通所介護。
- ・本事業所は、これまで定員20名で県から通所介護の指定を受けていたが、定員を10名に変更することから、県の通所介護の指定を廃止し、市の地域密着型通所介護の指定を受けようとするもの。
- ・指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件は無い。

○会長

〔質疑なし〕

〔挙手承認〕

(6) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

○事務局

- ・地域密着型サービスの指定期間は6年となっており、指定更新が必要となる。

▷地域密着型通所介護「C」(所在地：光市)

- ・基本的に、地域密着型サービスはその市の被保険者しか利用できないことが原則だが、他市の事業所を利用することがよいと認められる場合は、例外として利用できる。
- ・本事業所は、平成28年4月に、県から市に地域密着型通所介護の指定権限が移譲された時点で、本市の被保険者がこの事業所を利用されていたことから、本市が指定を

行ったもの。その被保険者が引き続きこの施設を利用されるということで、指定の更新を行う。

○会長

〔質疑なし〕

〔挙手承認〕

(7) 指定地域密着型サービス事業所の異動について

○事務局

▷事業廃止「認知症対応型共同生活介護D」

- ・基準を満たす人員が確保できず、事業の見通しが立たないことから廃止届が提出されたもの。
- ・入所者8名について、4月30日の事業廃止日までに他施設への入所は完了している。

○会長

〔質疑なし〕

〔挙手承認〕

(8) その他

○事務局

▷事業所の公募について

- ・第7期介護保険事業計画を策定した。平成30年度から32年度までを期間とし、計画に基づき、事業所の公募を行う予定としている。
- ・7月15日号の広報とホームページで事業者を募集する旨のお知らせを掲載し、募集するサービスの種類や応募要領は、7月23日付けでホームページに掲載する予定。
- ・今年度募集するサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の予定。

○会長

〔質疑なし〕

▷その他意見

○A委員

説明が長く、会議が予定どおりに進まない事への意見。

○事務局

今後は、ポイントをしぼった説明に努めたい。

OB委員

地域包括支援センターの報告の中で、高齢者の実態把握をする際のデータが平成26年度のものしかなかったとの話があった。個人情報の問題もあると思うが、実態把握をするのに昔のデータを使わざるを得ないというのはいかがなものか。

○事務局

なぜ、平成26年度の資料をもとに実態把握をしているのか、確認してみる。民生委員に毎年お願いしている高齢者実態調査というのがある。実態調査の情報については、地域包括支援センターの方にも情報提供できる。

▷事務局より

○事務局

- ・委員の皆様、長時間お疲れ様でした。

本協議会及び委員会の委員の任期は2年で、この6月で終了となります。

皆様には2年間ご審議いただきありがとうございました。今後も、ご意見いただける機会があればご指導をお願いします。

【平成30年度第1回周南市地域密着型サービス運営委員会終了】